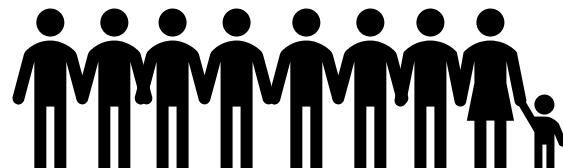


オムツを替えてくれる人がい  
ない社会が直ぐそこ

◎超高齢化・人口減少社会◎

※改正入管法と外国人による廃炉作業・除染等作業についての考察※



2018年12月15日  
放射線被ばくを学習する会  
家森 健

Q, 何故に来年4月施行に拘り急いだのか？

A, 来年4月以降帰国ラッシュ

大混乱！！

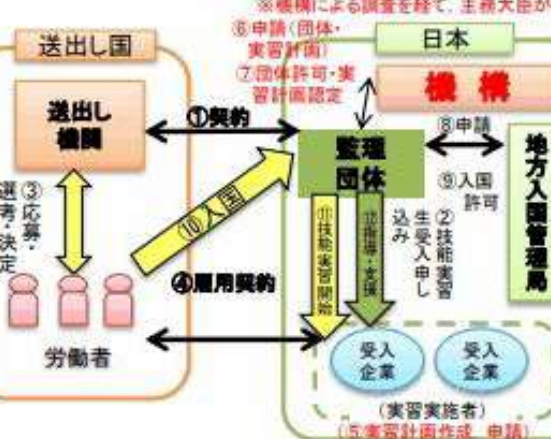




- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している。  
※平成30年6月末時点

**技能実習制度の受入れ機関別のタイプ**

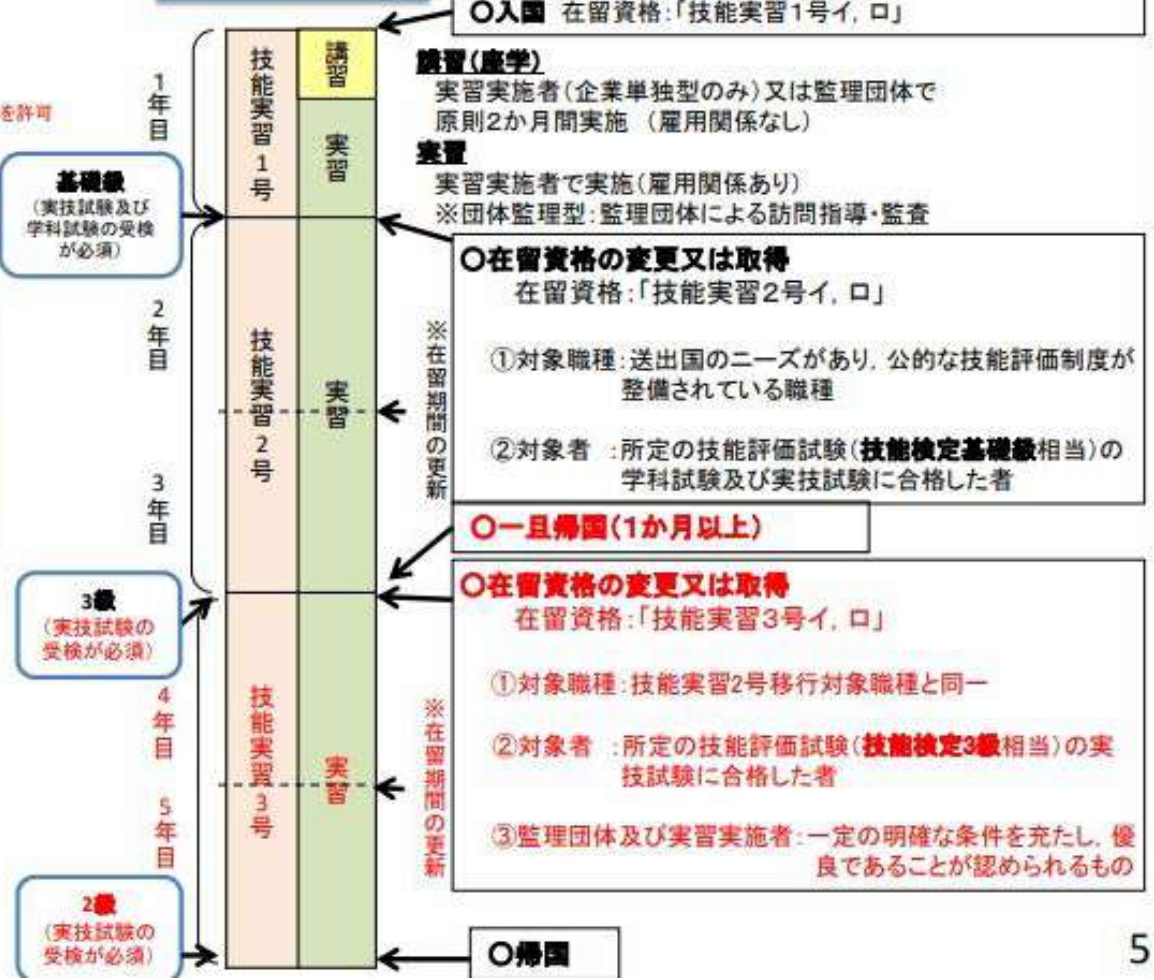
**【団体監理型】** 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



**技能実習の流れ**



19年4月以降、大量の技能実習生が満期で帰国する。技能実習2号、3号の実習生。

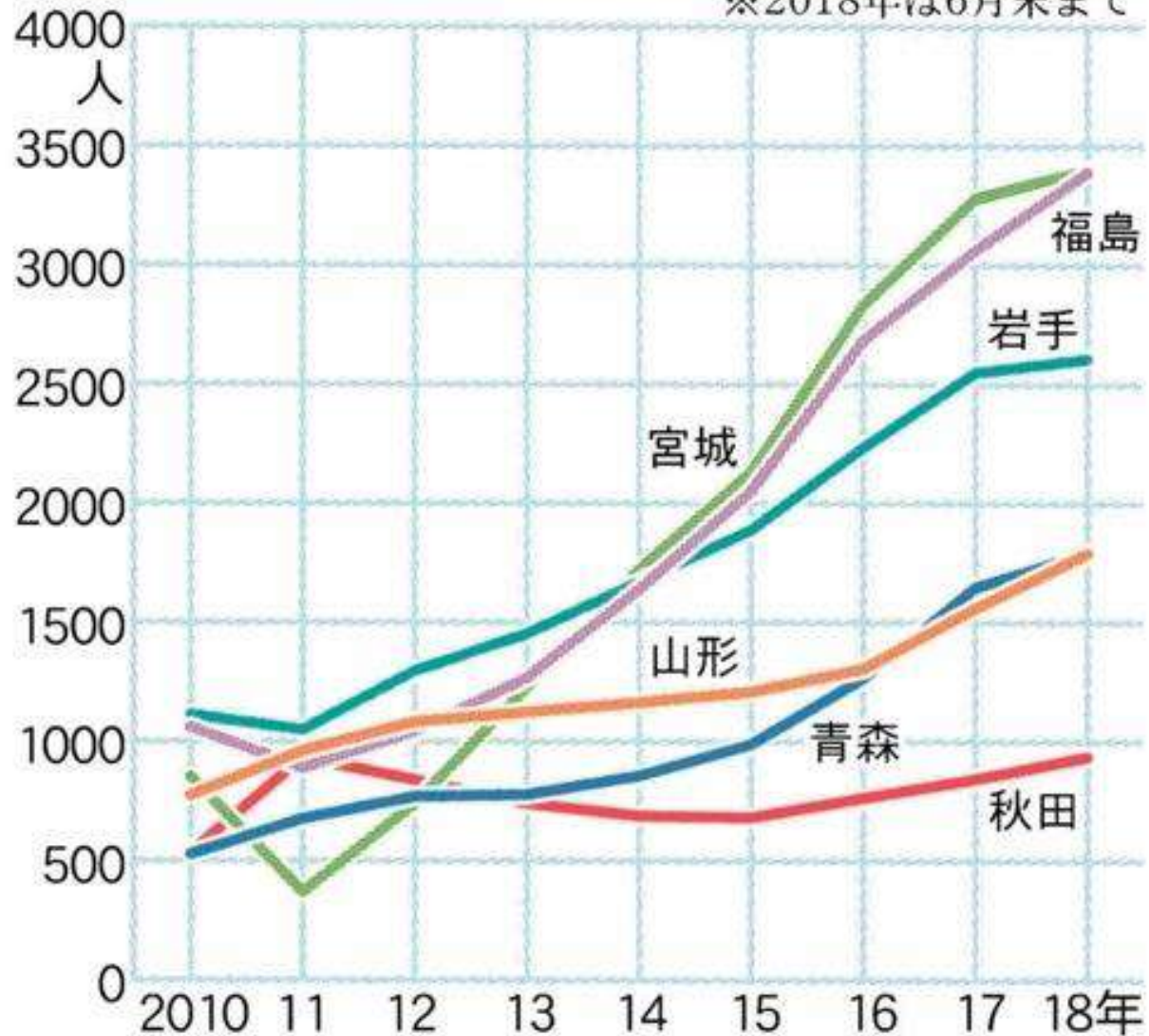
改正入管法  
技能実習2、3号

↓ 移行

特定技能1、2号

## 東北6県の外国人技能実習生数の推移

※2018年は6月末まで



<入管法改正>東北の技能実習生、5年で倍増 人口減や高齢化で需要高まる

(河北新報記事から、12月13日)

[https://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201812/20181213\\_73017.html](https://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201812/20181213_73017.html)



# 在留資格一覧表

## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護（※1）	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

※1 平成29年9月1日施行

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格（※2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※2 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

## 外国人労働者の新たな受け入れ制度の仕組み

### 特定技能2号

- 家族帯同が可能
- 建設業、造船・舶用工業の予定（数年間は試験実施見送り）

在留期限の更新可能

さらに難しい  
技能試験に合格

### 特定技能1号

- 家族の帯同は不可
- 農業、建設業、介護業など14業種で受け入れを検討中

最長5年

3年の経験があれば無試験で移行可能

### 技能実習生

- 技術習得するため実習生として働く

最長5年

日常会話程度の日本語の試験と技能試験に合格

外国人労働者



【第2表】

在留資格別在留外国人数の推移

在留資格	平成26年末 (2014)	平成27年末 (2015)	平成28年末 (2016)	平成29年末 (2017)	平成30年 6月末 (2018)	増減比 (%)	対前年末 増減率 (%)
<b>総数</b>	<b>2,121,831</b>	<b>2,232,189</b>	<b>2,382,822</b>	<b>2,561,848</b>	<b>2,637,251</b>	<b>100.0</b>	<b>2.0</b>
特別永住者	358,409	348,626	338,950	329,822	<b>326,190</b>	<b>12.4</b>	<b>-1.1</b>
中长期在留者	1,763,422	1,883,563	2,043,872	2,232,026	<b>2,311,061</b>	<b>87.6</b>	<b>3.5</b>
永住者	677,019	700,500	727,111	749,191	<b>769,139</b>	<b>29.9</b>	<b>1.9</b>
留学	214,525	246,679	277,331	311,505	<b>324,245</b>	<b>12.0</b>	<b>4.1</b>
技能実習	167,626	192,655	228,589	274,233	<b>285,776</b>	<b>10.0</b>	<b>4.2</b>
技能実習1号イ	4,371	4,815	4,943	5,971	<b>5,255</b>	<b>0.2</b>	<b>-12.0</b>
技能実習1号ロ	73,145	87,070	97,642	118,101	<b>121,738</b>	<b>4.8</b>	<b>2.1</b>
技能実習2号イ	2,553	2,684	3,207	3,424	<b>3,454</b>	<b>0.1</b>	<b>0.9</b>
技能実習2号ロ	87,557	98,085	122,796	145,729	<b>163,745</b>	<b>5.8</b>	<b>4.8</b>
技能実習3号イ	-	-	-	-	<b>31</b>	<b>0.0</b>	<b>-</b>
技能実習3号ロ	-	-	-	8	<b>1,655</b>	<b>0.1</b>	<b>10,007.4</b>
技術・人文知識・国際業務	122,794	137,706	161,124	189,273	<b>212,403</b>	<b>9.1</b>	<b>12.2</b>
定住者	189,596	161,532	168,830	179,834	<b>185,907</b>	<b>7.8</b>	<b>3.4</b>
家族滞在	125,992	133,589	149,303	166,561	<b>174,130</b>	<b>8.8</b>	<b>4.5</b>
日本人の配偶者等	145,312	140,349	139,327	140,839	<b>142,439</b>	<b>6.4</b>	<b>1.1</b>
特定活動	28,001	37,175	47,039	64,776	<b>64,545</b>	<b>2.4</b>	<b>-0.4</b>
技能	33,574	37,202	39,756	39,177	<b>39,221</b>	<b>1.5</b>	<b>0.1</b>
永住者の配偶者等	27,066	28,939	30,973	34,632	<b>36,582</b>	<b>1.4</b>	<b>5.6</b>
経営・管理	15,184	18,109	21,877	24,033	<b>25,090</b>	<b>1.6</b>	<b>4.4</b>
企業内転勤	15,378	15,465	15,772	15,495	<b>17,176</b>	<b>0.7</b>	<b>4.2</b>
教官	10,141	10,670	11,159	11,524	<b>11,760</b>	<b>0.4</b>	<b>2.1</b>
高度専門職	-	1,508	3,739	7,668	<b>8,587</b>	<b>0.4</b>	<b>24.9</b>
高度専門職1号イ	-	297	731	1,194	<b>1,448</b>	<b>0.1</b>	<b>21.3</b>
高度専門職1号ロ	-	1,144	2,813	6,045	<b>7,573</b>	<b>0.9</b>	<b>25.9</b>
高度専門職1号ハ	-	51	132	257	<b>310</b>	<b>0.0</b>	<b>20.6</b>
高度専門職2号	-	16	53	171	<b>238</b>	<b>0.0</b>	<b>20.0</b>
教授	7,565	7,551	7,463	7,403	<b>7,494</b>	<b>0.0</b>	<b>1.1</b>
宗教	4,528	4,397	4,428	4,402	<b>4,361</b>	<b>0.2</b>	<b>-0.9</b>
文化活動	2,514	2,582	2,704	2,859	<b>2,938</b>	<b>0.1</b>	<b>2.7</b>
業行	1,967	1,869	2,187	2,094	<b>2,275</b>	<b>0.1</b>	<b>8.6</b>
医療	595	1,015	1,342	1,653	<b>1,908</b>	<b>0.1</b>	<b>19.9</b>
研究	1,841	1,644	1,609	1,595	<b>1,534</b>	<b>0.1</b>	<b>-3.9</b>
研修	1,427	1,521	1,379	1,460	<b>1,522</b>	<b>0.1</b>	<b>4.2</b>
芸術	409	433	438	425	<b>447</b>	<b>0.0</b>	<b>4.0</b>
報道	225	231	245	235	<b>231</b>	<b>0.0</b>	<b>-2.1</b>
介護	-	-	-	18	<b>177</b>	<b>0.0</b>	<b>900.0</b>
法律・会計業務	143	142	148	147	<b>150</b>	<b>0.0</b>	<b>2.0</b>

【第3表】 主要国籍・地域別、在留資格別在留外国人数（平成30年6月末）

国籍・地域	計	特別永住者	中长期在留者	永住者	留学	技能実習	技術・人文知識・国際業務	定住者	家族滞在	日本人の配偶者等	特定活動	その他
<b>総数</b>	<b>2,637,251</b>	<b>326,190</b>	<b>2,311,061</b>	<b>769,139</b>	<b>324,245</b>	<b>285,776</b>	<b>212,403</b>	<b>185,907</b>	<b>174,130</b>	<b>142,439</b>	<b>64,545</b>	<b>182,477</b>
対前年末増減率 (%)	<b>2.0</b>	<b>-1.1</b>	<b>3.5</b>	<b>1.3</b>	<b>4.1</b>	<b>4.2</b>	<b>12.2</b>	<b>3.4</b>	<b>4.5</b>	<b>1.1</b>	<b>-0.4</b>	<b>4.3</b>
中国	<b>741,658</b>	948	740,708	253,978	122,776	74,909	80,825	28,167	76,752	31,607	10,520	61,074
対前年末増減率 (%)	<b>1.6</b>	<b>-7.7</b>	<b>1.5</b>	<b>2.1</b>	<b>-1.2</b>	<b>-3.4</b>	<b>7.8</b>	<b>0.5</b>	<b>2.4</b>	<b>-1.0</b>	<b>-3.0</b>	<b>4.8</b>
韓国	<b>462,701</b>	292,878	159,823	70,023	17,097	4	24,125	7,305	12,205	13,409	4,613	11,042
対前年末増減率 (%)	<b>0.6</b>	<b>-1.0</b>	<b>3.2</b>	<b>0.9</b>	<b>7.4</b>	<b>-69.2</b>	<b>11.7</b>	<b>0.2</b>	<b>-0.0</b>	<b>-0.6</b>	<b>16.5</b>	<b>0.7</b>
ベトナム	<b>281,484</b>	2	281,482	15,374	80,683	134,139	28,722	5,483	13,129	3,519	5,745	4,698
対前年末増減率 (%)	<b>11.1</b>	<b>0.0</b>	<b>11.1</b>	<b>3.1</b>	<b>11.6</b>	<b>8.6</b>	<b>30.3</b>	<b>0.6</b>	<b>18.2</b>	<b>11.2</b>	<b>2.1</b>	<b>10.2</b>
フィリピン	<b>286,808</b>	47	286,756	128,446	2,603	28,821	6,642	51,097	3,234	26,538	9,274	10,101
対前年末増減率 (%)	<b>2.4</b>	<b>0.0</b>	<b>2.4</b>	<b>0.8</b>	<b>9.4</b>	<b>3.6</b>	<b>12.1</b>	<b>2.7</b>	<b>4.2</b>	<b>0.5</b>	<b>8.5</b>	<b>10.1</b>
ブラジル	<b>188,781</b>	29	188,752	113,481	502	0	453	60,417	621	17,114	55	4,109
対前年末増減率 (%)	<b>2.8</b>	<b>3.6</b>	<b>2.8</b>	<b>0.5</b>	<b>-3.9</b>	<b>-100.0</b>	<b>15.0</b>	<b>7.0</b>	<b>2.0</b>	<b>2.9</b>	<b>-3.5</b>	<b>8.1</b>
ネパール	<b>86,321</b>	3	85,318	4,284	28,001	172	7,520	782	23,789	774	4,980	15,016
対前年末増減率 (%)	<b>6.6</b>	<b>0.0</b>	<b>5.6</b>	<b>3.5</b>	<b>-3.3</b>	<b>-3.9</b>	<b>38.6</b>	<b>5.0</b>	<b>8.8</b>	<b>9.2</b>	<b>-0.5</b>	<b>1.1</b>
台湾	<b>58,458</b>	1,126	57,330	21,254	10,127	31	10,564	1,585	2,123	4,421	4,492	2,753
対前年末増減率 (%)	<b>3.1</b>	<b>4.0</b>	<b>3.0</b>	<b>1.0</b>	<b>-1.1</b>	<b>10.0</b>	<b>14.7</b>	<b>0.2</b>	<b>3.7</b>	<b>2.9</b>	<b>-2.3</b>	<b>5.3</b>

<http://www.moj.go.jp/content/001269620.pdf>

【注1】 平成27年4月1日付の改正出入国管理法及び関係法令施行期日の施行に伴い、在留資格「投資・経営」は「経営・管理」へ改題された。【注2】 技術・人文知識・国際業務



平成 30 年 5 月 16 日

法務省入国管理局入国在留課  
厚生労働省海外人材育成担当参事官室  
外国人技能実習機構技能実習部

### 東京電力福島第一原子力発電所における技能実習の取扱いについて

技能実習生が、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内において作業に従事していた旨、本年5月1日付けの毎日新聞等により報道されました。

技能実習法上、同発電所敷地内における技能実習の取扱いについては、以下のとおりです。

福島第一原子力発電所の敷地内については、

- ①廃炉事業の進捗に伴い、線量計等の差用や特別教育等が必要となる放射線に係る管理区域として設定される状況にあり、このような環境は安定的・継続的な技能実習を行う実習環境としては適当ではないと認められること
  - ②同発電所敷地内において東京電力が発注する事業は、全て廃炉に関するものであり、一般的に海外で発生しうるものではないこと、また、東京電力自体が当該事業につき技能実習生が従事することを認めていないことから、適切な技能実習が実施される環境下にあるとは認められないこと
- から、技能実習法における技能実習計画の認定に関しては、技能実習法施行規則第10条第2項第2号イに適合しないものとする。

<技能実習法施行規則>

第10条第2項第2号イ

当該業務の性質及び当該業務に従事させるに当たっての実習環境その他の環境に照らし、外国人に技能実習として行わせることが適当でないと認められるものでないこと。

<http://www.otit.go.jp/files/user/docs/300516-1.pdf>

## 福島原発

### 建設工事に外国人実習生 東電、就労制限反し

会員限定有料記事 毎日新聞 2018年5月1日 06時00分 (最終更新 5月1日 06時07分)

労働問題 (一般) >

社会一般 >

福島第1原発 東電 >

東日本大震災 >

速報 >

社会 >



福島第1原発＝福島県大熊町で2018年2月、本社ヘリから和田大典撮影

東京電力福島第1原発での建設工事に昨年秋から外国人技能実習生が従事している。東電は2017年2月、技能実習制度を所管する法務省に相談した上で同原発で技能実習生を働かせない方針を示しており、これに反する形だ。東電は取材に事実関係を認め、「外国人技能実習制度の趣旨にそぐわない。元請け会社に在留資格の確認の徹底を求め、当社も在留資格を調査したい」としている。

<https://mainichi.jp/articles/20180501/k00/00m/040/120000c>

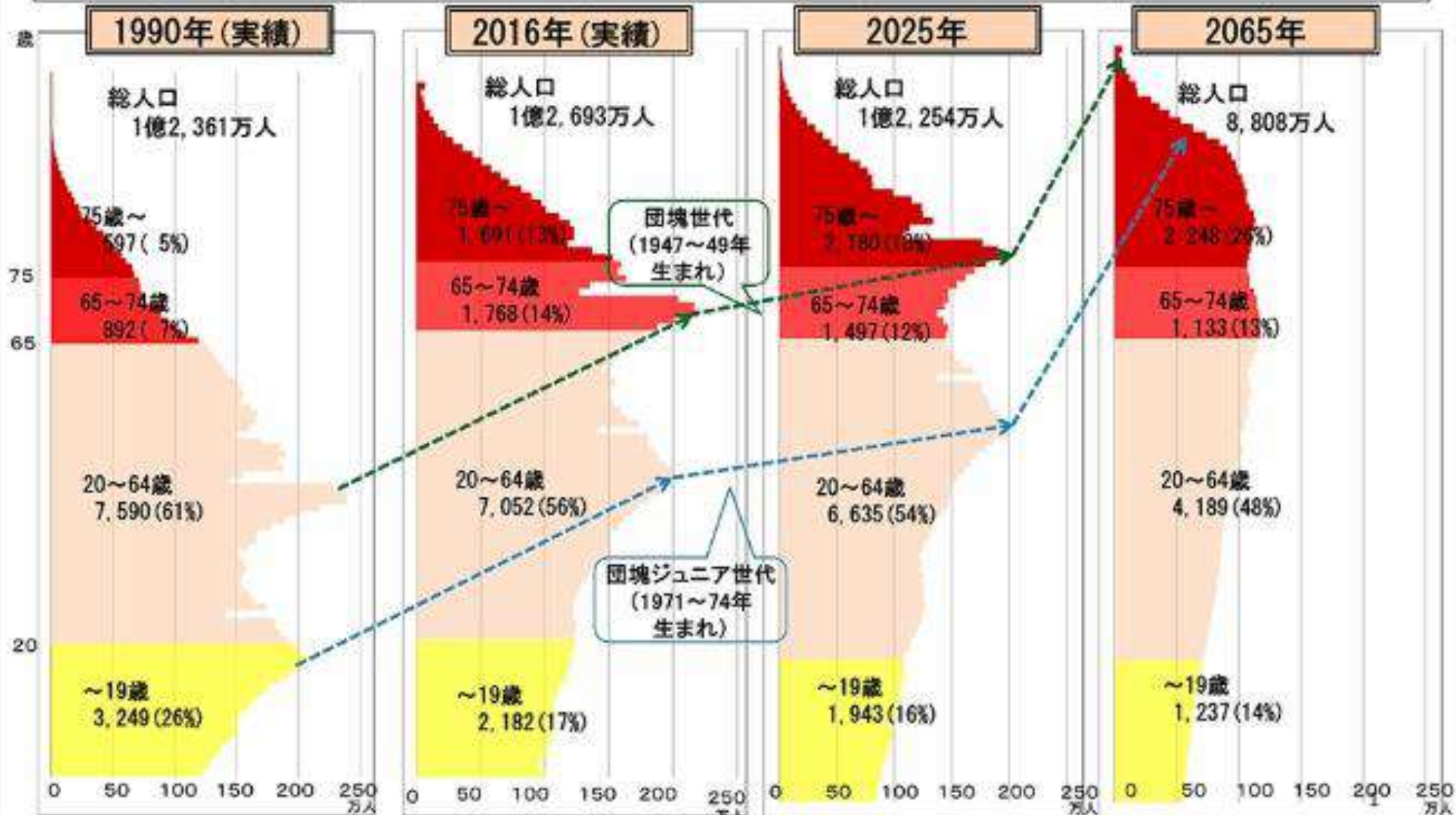
### 外国人労働者の受け入れ見込み数

業種	受け入れ見込み数		うち技能実習生 5年目までの累計	人材不足の見込み数	
	2019年度	当初5年間		現時点	5年後
介護	5000人	5万～6万人	0人	6万人	30万人
ビルクリーニング	2000～7000	2万8000～ 3万7000	4000	5万	9万
素材加工	3400～4300	1万7000～ 2万1500	1万7000～ 2万1500	3万	6万2000
産業機械製造	850～1050	4250～5250	4250～5250	1万2000	7万5000
電気・電子情報関連	500～650	3750～4700	3750～4700	7000	6万2000
建設	5000～6000	3万～4万	2万9000～ 3万6000	2万	21万
造船・船用工業	1300～1700	1万～1万3000	8500～1万1500	6400	2万2000
自動車整備	300～800	6000～7000	3000	1600	1万3000
航空	100	1700～2200	100程度	1400	8000
宿泊	950～1050	2万～2万2000	7000	3万	10万
農業	3600～7300	1万8000～ 3万6500	1万8000～ 3万3000	7万	13万
漁業	600～800	7000～9000	3000～5000	5000	2万
飲食料品製造	5200～6800	2万6000～ 3万4000	2万～2万5000	4万3000	7万3000
外食	4000～5000	4万1000～ 5万3000	0	25万	29万
14業種合計	3万2800～ 4万7550	26万2700～ 34万5150	—	58万6400	145万5000



# 日本の人口ピラミッドの変化

- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2065年には、人口は8,808万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約38%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」および「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

# 改正入管法は「移民社会へのトリガー」

- 「移民社会」宣言
- 「移民政策省」の設置
- 年間20万人受け入れ
- 50年間で1, 000万人